

# 平成31年度(2019年度)保育所等の保育料について

保育所・認定こども園・認定が必要な幼稚園・地域型保育事業

## 1. 保育料の決定方法 【保育・教育認定共通】

### ①対象児童の年齢

平成31年4月1日時点の児童の年齢で区分します。年度内は、誕生日を迎えても保育料の算定区分上の年齢は変わりません。

### ②算定対象となる保護者等

保護者(父母)の市町村民税額の合算額で算定します。同居の祖父母等がいる場合、保護者(父母)の収入状況などにより、祖父母等のいずれか一人を保育料の算定に入れることがあります。

### ③市町村民税の課税状況

市町村民税の課税の有無と、市町村民税所得割の額を保育料の算定に用います。所得割の額は、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除などは適用せず、これらの税額控除前の額で算定します。保育料の算定に適用される収入及び市町村民税の年度は、次のとおりです。

収入	市民税の年度	保育料
平成29年中	平成30年度	平成31年度 4月から8月分
平成30年中	平成31年度	平成31年度 9月から3月分

### ④保育料表の適用

①から③の内容と、認定(保育認定・教育認定の別)と保育必要量(標準・短時間の別)を保育料基準表に当てはめて保育料を決定します。生活保護を受給している世帯の保育料は無料です。生活保護受給証明書の提出が必要です。ひとり親世帯、障害者のいる世帯、同一世帯で複数の児童が保育所等を利用している場合等は保育料が減額される場合があります。

## 2. 多子世帯の保育料(上の子どもがいる場合の保育料) 【保育・教育認定共通】

兄・姉等の上の子どもがいる場合の保育料は、(1)保育認定の子どもは、原則、上の子どもが施設に在籍する就学前児童である場合、(2)教育認定の子どもは、原則、上の子どもが小学3年生までの児童もしくは施設に在籍する就学前児童である場合には、その最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。ただし、平成28年4月からの制度変更により、年収約360万円未満相当の世帯のうち多子世帯及びひとり親世帯などの要保護者世帯については軽減が拡充され、生計を一にする子である場合には、上の子どもの年齢制限はなくなりました(※)。

### 【平成29年4月から、さらに軽減が拡充】

市町村民税非課税世帯(教育認定については均等割のみ課税の世帯も含む)は、第2子の保育料は無料となります。

### ※「生計を一にする」とは？

必ずしも同居を必要とせず、勤務、就学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には生活をともにしている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合をいいます。(例：親元を離れ、寮で暮らす高校生など)

### ※久留米市で判断ができない場合について

上の子どもについては、支給認定申請書および住民票情報で確認させていただき、生計を一にするとみなすことができれば市の判断により軽減します。別居のきょうだいで、申請書に記載がない場合などは、軽減をしないことがありますので、該当すると思われる場合は市へご連絡ください。申立書や必要書類等をご案内し、生計を一にすると認められる場合は減額します。

## 3. ひとり親世帯/障害者のいる世帯/その他の要保護者世帯の保育料 【保育・教育認定共通】

### ① 要保護者世帯は、保育料の減額の対象となる場合があります。

#### ■要保護者世帯

- ひとり親と認定される世帯
- 世帯員が障害者手帳等を所持しており、写しを提出している。
- 離婚調停・裁判中で裁判所等からの書類を提出している。
- DVの事実を証明する書類を提出している。

### ② ①の要保護者世帯のうち、次の要件を満たす場合には保育料が減額されます。

- 保育料基準表【保育認定用】および【教育認定用】で、第2階層に該当する場合は、第1子以降すべて無料
- 保育料基準表【保育認定用】で第3階層および第4階層に該当する場合は、第1子が半額(第3階層1および第4階層1)、第2子以降は無料。第5階層から第7階層

に該当する場合で保護者の市民税所得割額の合算額が77,101円未満の場合は、2号認定児は第1子が6,000円(第5階層1から第7階層1)、第2子以降は無料で、3号認定児は第1子が半額(第5階層1から第7階層1)、第2子以降は無料。  
保育料基準表【教育認定用】で第3階層に該当する場合は、第1子が3,000円(第3階層1)、第2子以降は無料

#### ◆寡婦(夫)控除のみなし適用

法律上婚姻歴のない非婚のひとり親世帯は、税法上の寡婦(夫)控除が適用されないため、婚姻歴のあるひとり親世帯と比べて、市民税額をもとに決定する保育料が高くなる場合があります。久留米市では、婚姻歴の有無により保育料に差が生じないよう、婚姻歴のないひとり親世帯については、申請に基づき、税法上の寡婦(夫)控除が適用されたとみなして、保育料の算定を行います。詳しくは、市へご連絡ください。

## 4. 保育認定の児童の保育料

左記2. 3.に記載しているとおり、保育認定の対象児童に、兄・姉等の上の子どもがいる場合の保育料は、次のとおり半額又は無料になる場合があります。下記の表で確認し、久留米市で保育・教育認定を受けて施設へ入所している児童以外は、在園証明書等を提出してください。

### ■要保護者世帯 ※2号認定児の第5～7階層の場合は6,000円

市民税所得割額	対象となる「上の子」	対象児童の保育料		
		第1子	第2子	第3子以降
0円(均等割も0円)	保護者と同一生計の子ども全て	無料	無料	無料
77,101円未満	保護者と同一生計の子ども全て	半額※	無料	無料
77,101円以上	施設に在籍する就学前児童のみ	全額	半額	無料

### ■上記以外の世帯

市民税所得割額	対象となる「上の子」	対象児童の保育料		
		第1子	第2子	第3子以降
0円(均等割も0円)	保護者と同一生計の子ども全て	全額	無料	無料
57,700円未満	保護者と同一生計の子ども全て	全額	半額	無料
57,700円以上	施設に在籍する就学前児童のみ	全額	半額	無料

### ■対象となる施設(★)

在園証明書等の提出が不要	在園証明書等の提出が必要
○保育所 ○認定こども園	○認定を必要としない認可幼稚園
○認定が必要な認可幼稚園	○特別支援学校幼稚部
○小規模保育事業	○情緒障害児短期治療施設
○家庭的保育事業	○児童発達支援
○事業所内保育事業	○医療型児童発達支援
○居宅訪問型保育事業	

## 5. 教育認定の児童の保育料

左記2. 3.に記載しているとおり、教育認定の対象児童に、兄・姉等の上の子どもがいる場合の保育料は、次のとおり半額又は無料になる場合があります。上記の表(★)で確認し、久留米市で保育・教育認定を受けて施設へ入所している児童以外は、在園証明書等が必要な場合は、在園証明書等を提出してください。

### ■要保護者世帯 ※第3階層の場合は3,000円

市民税所得割額	対象となる「上の子」	対象児童の保育料		
		第1子	第2子	第3子以降
0円(均等割も0円および均等割のみ課税の世帯含む)	保護者と同一生計の子ども全て	無料	無料	無料
77,101円未満	保護者と同一生計の子ども全て	半額※	無料	無料
77,101円以上	小学3年生までの児童もしくは施設に在籍する就学前児童のみ	全額	半額	無料

### ■上記以外の世帯

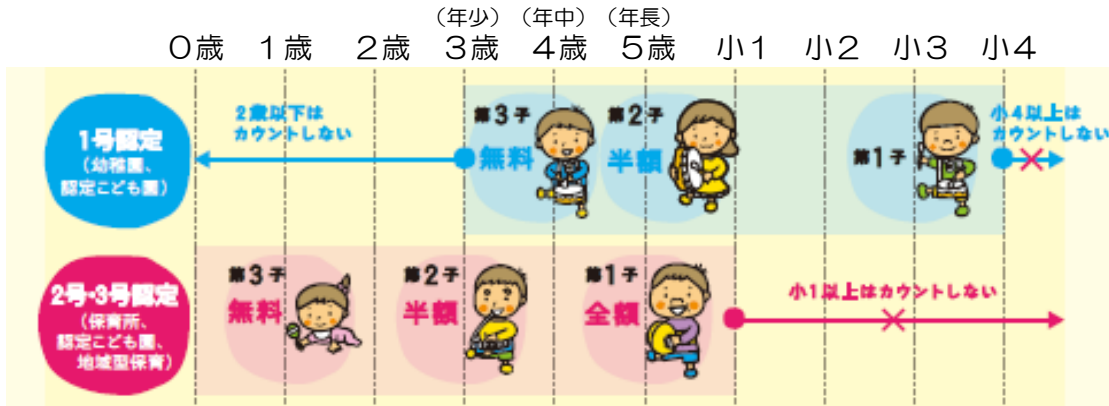
市民税所得割額	対象となる「上の子」	対象児童の保育料		
		第1子	第2子	第3子以降
0円(均等割も0円および均等割のみ課税の世帯含む)	保護者と同一生計の子ども全て	全額	無料	無料
77,101円未満	保護者と同一生計の子ども全て	全額	半額	無料
77,101円以上	小学3年生までの児童もしくは施設に在籍する就学前児童のみ	全額	半額	無料

次のページに、具体的なイメージ図がありますのでご確認ください！



《きょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。》

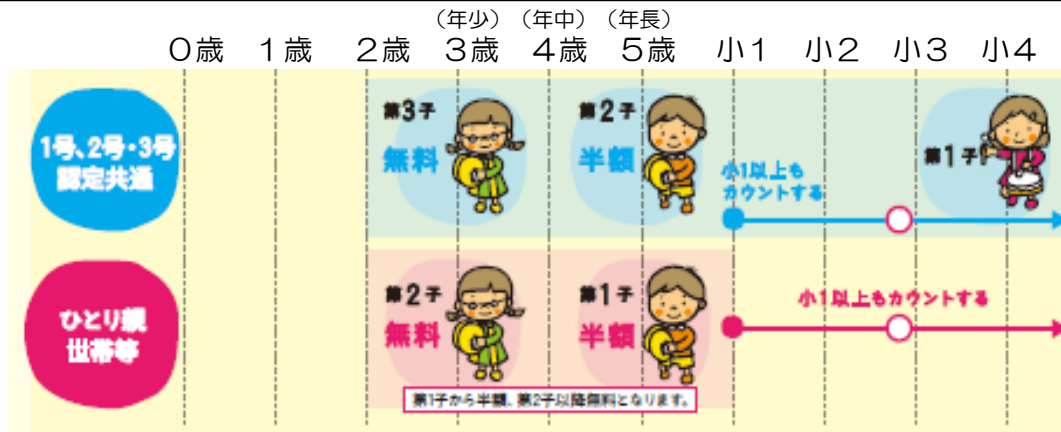
1号認定（幼稚園、認定こども園）と2号・3号認定（保育所、認定こども園、地域型保育）で多子計算のカウントの方法が異なります。



※きょうだいで通園する施設が異なる（認定区分が異なる）場合も、カウント方法は同じです。

- 【例】第1子が小3、第2子が5歳（1号認定）で幼稚園を利用、第3子が3歳（2号認定）で保育所を利用している場合
  - ⇒第2子：小3以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額
  - ⇒第3子：小学校就学前以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額

《年収約360万円未満相当の多子世帯やひとり親世帯等の場合、軽減措置が拡充されます。》



※生活保護世帯や、ひとり親世帯等で市町村民税非課税世帯の場合は、第1子から無料です。

※市町村民税非課税世帯の場合(1号認定は均等割のみ課税の世帯も含む)は、第2子から無料です。

※ひとり親世帯等で2号認定児の第5階層から第7階層（市町村民税所得割額合算額が77,101円未満）の場合は、第1子が6,000円、第2子から無料です。ひとり親世帯等で1号認定児の第3階層の場合は第1子が3,000円、第2子から無料です。

6. 特別な場合の保育料

【保育・教育認定共通】

(1) 税額が不明の場合の保育料

保育料の算定に必要な市町村民税額が確認できなかった場合は、仮の保育料額として最高階層で算定します。適正な保育料の算定のために、必要な資料を提出してください。書類の詳細については「入所申し込みのご案内」に記載しています。他市町村から転入された方、確定申告等をしていない方、保護者のいずれかが単身赴任している方、外国に居住していた方などが該当します。

(2) 月途中に入所・退所した場合の保育料

月途中に入所した場合の保育料は、日割り計算となります。退所は、原則月末日となりますので、在籍月分まで月額保育料がかかります。（転出により、転出先の保育所等に月途中からの入所が決定している場合などは、例外的に日割り計算となります。）自己都合で長期欠席されたりした場合は、利用の有無にかかわらず保育料がかかりますのでご注意ください。

7. 保育料以外の負担について

【保育・教育認定共通】

保育料のほかに、施設によって給食代、バス代などの実費徴収費や基準以上の教員配置、平均的な水準を超えた施設整備費などの特定負担額(上乗せ徴収費)が必要となることがあります。くわしくは、施設へお尋ねください。